

上越市地域協議会の一層の活性化に向けた
市議会の検討結果について

1. 上越市地域協議会検証会議からの提言について

提言①	各区の意見を代表する機能は地域協議会に委ね、市議会は全市的な観点から議論し、意思決定すること
議会の 考え方	<p>地域協議会は、各区の事情や住民の様々な意見を踏まえた議論を公の場で行い、各区の住民の意見を代表する機関としての実績を積み上げてきた。今後も区内の様々な意見が表出され、議論が交わされるよう配慮がなされるべきである。</p> <p>一方、市議会は、議員個人の活動とは別に、区を越えた議論をすることが求められており、全市的な観点から議論し、意思決定を行ってきた。</p> <p>市議会としては、これまで以上に、地域協議会で表出された地域の意見を十分に活用しながら、今後の議論に役立てていく。</p>

提言②	各区の利害に関わる事柄が、市議会で議論される際に、当該区の地域協議会の代表が意見を述べる「意見申述権」を認めること
提言③	各区の重要事項について、市議会での決定前に、当該区の地域協議会が、市議会から意見聴取を受ける「聴聞権」を認めること
議会の 考え方	<p>地域協議会が地域の公共的な意見形成を担ってきた中で、地域協議会と議会を繋ぐ仕組みや権限を制度として考える具体策として、意見申述権や聴聞権の提言をいただいた。</p> <p>地域協議会は、市長の附属機関として、諮問に対する答申や自主的審議に係る意見を市長に提出することになっており、両者における意見の違いが発生した場合、まずは、両者間における議論の深まりが大切であり、その状況を踏まえた上で、議会の果たす役割があると考えられる。</p> <p>そうした中で、意見申述権や聴聞権を制度化することで、本来市長との間で行うべき議論が十分になされず、結果として、地域協議会制度の本来の趣旨が損なわれることが危惧される。</p> <p>地域協議会に意見申述権、聴聞権を認めるか否かの議論にかかわらず、今でも議会は、参考人として地域協議会から意見を聴取することが可能であり、議会の主体性に基づき、必要に応じて意見を聴取することが妥当である。</p> <p>なお、少数意見として、検証会議から提言された議会に対する「意見申述権」、「聴聞権」の制度化は、地域協議会と議会の役割分担を明確にし、その関係性を向上させるとともに、地域協議会を活性化させるための有効で具体的な方策であることから、専門的知見に基づく提言を尊重し実施すべきであるとの意見があった。</p>

2. その他上越市地域協議会の一層の活性化に向けた新たな検討課題の協議結果について

検討事項①	地域協議会の「附帯意見の付いた答申」と「自主的意見書」及びそれに対する市長等の「通知」「回答」を、それぞれ発出された後、速やかに議会に提供される仕組みを確立すること。
議会の考え方	議会が自ら必要な情報を収集することを基本としつつ、情報提供を受けられるように市長に求める。

検討事項②	陳情における地域協議会の受入れと運用の方法を整理し、周知すること。
議会の考え方	<p>地域協議会は、自主審議した事項を、直接市長に意見する権限があり、住民要望としての陳情を議会に対して行うことは、現行制度上馴染まないが、例えば、地域協議会が住民団体と協力し、当該住民団体が主体となって陳情を行うことはあり得る。</p> <p>なお、少数意見として、地域協議会が市長とは別に、議会に陳情する回路があっても良いはずであり、そのことを前提に運用の方法を整理した上で、議会内外に周知すべきであるとの意見があった。</p>

検討事項③	地域協議会と議会との間で、必要に応じて意見交換ができることを議会で確認し、周知すること。
議会の考え方	地域課題について、地域協議会と議会との間で必要に応じて意見交換を実施し、情報を共有することは、極めて重要であることから、実施に向けて検討していく。

検討事項④	議会が行う議会報告会や意見交換会の際に、開催区の地域協議会と事前に日程調整を行い、今後も当該区の地域協議会委員の参加を積極的に促すこと。
議会の考え方	地域課題の抽出は、意見交換会の重要な役割のひとつであり、地域協議会委員の参加も多いことから、以前より、開催区の地域協議会委員に対して個別に案内を実施している。なお、当該区の地域協議会と開催日が重ならないよう、日程調整を行う。